

さいたま市自治基本条例検討委員会

第8回 会議の記録

日時	平成 22 年 8 月 9 日(月) 18:45~21:30
場所	大宮区役所南館301会議室
参加者 ※敬称略	[委員] 計 19 名 歌川 光一／内田 智／遠藤 佳菜恵／小野田 晃夫／栗原 保／小林 直太／高橋 直郁／ 中田 了介／古屋 さおり／細川 晴衣／湯浅 慶／渡邊 初江／伊藤 巖／染谷 義一／中 津原 努／東 一邦／富沢 賢治／福島 康仁／三宅 雄彦／(欠席者:吉川 はる奈) [事務局:さいたま市] 計 9 名 政策企画部参事企画調整課長 川島雅典／企画調整課副参事 高根哲也／企画調整課主 幹 松本 孝／企画調整課総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主査 松尾真介 ／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 島倉晋弥／総合振興計画係主 任 高橋 格／企画調整課企画係主任 清水慶久 [地域総合計画研究所] 計 3 名 森井緑朗／松岡宏／細田祥子 [傍聴者] なし
配布資料	・次第 ・席次 資料1-1 さいたま市自治基本条例のコンセプト(基本的な考え方)(案) 資料1-2 さいたま市自治基本条例のコンセプト(グループ討論の整理) 資料1-3 さいたま市自治基本条例のコンセプト(グループ討論の意見集) 資料2 テーマ別部会の設置について 資料3-1 テーマ別部会設置に関する提案(アンケート回答)のまとめ 資料3-2 テーマ別部会設置に関する提案(アンケート回答一覧) 参考資料1 自治基本条例の効果と運用事例 参考資料2 タウンミーティングにおける主な意見(7月10日大宮区・中央区) 参考資料3 市民から寄せられた意見

1 開会

○司会(事務局)

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(本日の進め方、配布資料の確認)

2 議題

(1)条例のコンセプト(案)について

○福島委員長

- ・ 今後、テーマ別部会において詳細な検討をしていく予定だが、前回以降、運営委員会と事務局、地域総合計画研究所で検討し、本日は、これまでのグループ討論のとりまとめとして、さいたま市の自治基本条例の基本的な考え方について、委員会で共通認識を持ちたい

と考えている。それが、資料1-1の「条例のコンセプト（基本的な考え方）（案）」にまとめてある。事務局から説明をお願いする。

○事務局

（資料1-1、1-2、1-3、参考資料1の説明）

- ・ 資料1-1については、テーマ別部会に入る前に、現段階のものとして委員会で共有して頂きたいので、本日はこの資料に具体的な加筆修正を行ってほしい。

○福島委員長

- ・ ここで、タウンミーティングにおける市長の発言を事務局から聞いたので紹介したい。特に、自治基本条例の必要性については、急速な少子高齢化を背景とする財政悪化により行政だけでは公共サービスの質を維持できない、このため、市民、団体、事業者等と協力して公共を支えていきたい、自治基本条例はその役割分担のための共通のルールとして必要、ということであった。また、権利ばかりではなく市民の義務や責務を確認し、ルール化することが必要だと発言しているという。議論の参考にしてほしい。

○中津原副委員長

- ・ この条例の性格、位置付けについて、市長の発言にも関連するが、この条例は「市民側がこういうことをやれる、また、やらなければならない」ということを定めるものなのか、あるいは、「議会、行政も含めて自治体運営をどうするのか」を定めるものなのか。私は後者だと考える。
- ・ 「1. 自治基本条例制定により目指すもの」の「目的」について、「市民自治（市民のための市民による自治）」とあるが、「市民による」だけでいいのか疑問だ。市民と議会、行政が一緒になって自治体を運営する必要がある。そうでなければ「市民参加条例」になってしまう。

○湯浅委員

- ・ 基本的には中津原副委員長の意見に賛成である。
- ・ 私は、「2. そのために条例で何を定めるのか」の3つ目の○の「人財」が最重要だと考える。120万人の人口全てが「人財」だ。その中で「市民による」が強調されるのではなく、「どんな自治体をつくるのか」を考えるのが大事だ。議会、行政の果たすべき役割がある。

○渡邊委員

- ・ これまで当たり前だったことをはっきりさせなければならない。「自治」というとききれいな言葉だが、具体的には何を指すのかが分からない。言葉のひとつひとつを定義し直し、有効な協働のシステムをつくりたい。

○中津原副委員長

- ・ この条例案を単なる「市民側からの要望事項」にしたくない。議会及び行政と一緒に目的や課題を共有して策定、制定する必要がある。
- ・ というのは、参加や協働の具体的な取組をこれまで試みているが、協働には決定的な非対称性があると考えからである。市民側が大きな政策や施策レベルのことを実現しようとするなら、行政と協働しなければかなわない。しかし、行政側は市民と協働しなくても実行できる。市民、議会、行政の3者が意識を変えて自治体運営を行わなければならない。

○東委員

- ・ 市民、議会、行政の3者が共に自治の担い手になるための条例づくりだと思う。
- ・ 「2. そのために条例で何を定めるのか」の2つ目の○の「市民の信託による市政のあり方」という部分がひっかかる。「信託」とは日本国憲法にも使われている言葉であり「信託して託す」という意味だが、「信託」の実態は、4年に一度の選挙をした後は白紙委任、ということになっている。それを補完しようということもあって「参加」や「協働」がスローガンのように語られているが、行政は一步も動かないで、市民に手伝わせることを「新しい公共」と言うのはおかしい。

○高橋委員

- ・ 中津原副委員長の意見に賛成である。市民、議会、行政の3者が共に新しい自治をつくるのだと考える。
- ・ この前提のもと、認識の差があると思うのは、「そもそも議会及び行政は市民のために働いている」のであり、市民と全く対等な立場で存在している訳ではないということだ。
- ・ また、「行政の力がないと市民だけでは何もできない」というのはそれ自体が問題ではないか。この原因は情報の非対称性だと考える。参考資料1にもあるニセコ町では、まちづくり基本条例を制定する前から徹底的な情報公開を図ってきた経緯があると聞いている。情報共有によって市民が積極的に「市民自治」を実現できるようにするのがこの条例である。

○内田委員

- ・ 市民、議会、行政の3者は対等であり、「市民のための自治」ということでこの委員会で合意できると思う。

○中津原副委員長

- ・ 「市民のための」はいいが、「市民による」というのではおかしい。

○小野田委員

- ・ 確かに「市民による」というのは、行政や議会から離れて市民が単独で行う、と聞こえてしまう。しかし、誰のためかという点、それは「市民のための」であることは間違いない。
- ・ 「市民の夢を実現し」とあるが、「市民の夢」とはなにか。漠然として現実とかけ離れている。例えば「住みやすいまちをつくる」といったことが目的ではないのか。

○伊藤委員

- ・ 市長の発言も含めて、この委員会の検討経緯を議員や市長に伝えているのか。それなしにいきなり条例案が提案されても市民、議会、行政の3者の一体感はできない。

○中津原副委員長

- ・ 本来なら、市民、議会、行政の3者で条例案をつくることも出来たのではないか。これからの検討段階で、意見交換をする必要があると考えている。

○伊藤委員

- ・ 検討経緯が随時、議会に報告されていなければならない。

○中田委員

- ・ 私は、市民、議会、行政の3者による検討委員会は理想とは考えない。市民側から今後の自治の方向性を投げかけるイメージである。3者による検討の場を設けることは難しい。

○中津原副委員長

- ・ これからそのような場をつくっていきたい。

○福島委員長

- ・ 広報で市民や議員も巻き込むことができるかもしれず、広報チームの役割は大きい。

○中津原副委員長

- ・ とにかく、市民が行政に参加する、行政と協働する、という主旨だけなら、既にさいたま市市民活動及び協働の推進条例がある。参考に、東委員にこの条例の重点等について聞きたい。

○東委員

- ・ さいたま市市民活動及び協働の推進条例は、確かに「市民活動の推進」に重きが置かれていると言っていい。「協働」にも触れているが、当時あまり事例がなく、協働に関する考え方を掲げただけに過ぎない。
- ・ 先ほど、協働に関する非対称性の話があったが、この委員会にしても、80名の応募者の中から12名の公募委員を選出したのは行政である。そのことからしても行政と市民は構造的に対等ではない。「協働」についても、自治基本条例において論じ直すべきことが多い。
- ・ 行政が財源不足でできなくなった行政サービスを補うために市民が活動を行うのが「新しい公共」という論旨には疑問を感じる。都市計画などの大きな政策は状況が違いうだろうが、福祉の分野などでは、現に市民活動が公共サービスを担っている。逆に行政が行っていることの中に公共的でないことがあるかもしれない。そのことをきちんと認めよう、公共という概念を考え直そう、というのが「新しい公共」ではないのか。

○古屋委員

- ・ 「夢」という表現について、『このまちで子育てしたい』『このまちで起業したい』と思われるようなさいたま市であってほしいと願う。この意味で「市民の夢を実現する」という目的があることは大切だ。

○東委員

- ・ 「夢」というより「希望」としてはどうか。

○渡邊委員

- ・ この条例をつくる過程に多様な参加の機会を保障することが重要だと考えている。多くの市民、議会、行政と意見交換をしていきたい。
- ・ その中で、いろいろな意見が出てくるだろうが、どう合意形成するのかが重要になる。まずはこの場で合意を図ることが一歩になる。

○小林委員

- ・ 市長から委嘱を受けているこの委員会であるが、もし議論の結果、市長の意図とは異なる提案が出た場合にはどうなるのか。そのまま議会に提案するのか、それとも市長の意図に合わせて修正するのか。
- ・ 早い段階で市長にこの委員会に来てもらい意見交換をしたい。

○中津原副委員長

- ・ 当然、その機会はつくりたい。しかし、各方面と意見交換するには、資料1-1にあるコンセプトをまとめておく必要がある。

○渡邊委員

- ・ 市長の意向とこの委員会の結論にギャップがあれば、事務局が市長を説得すべきだ。

○高橋委員

- ・ この会議では事務局が積極的に意見修正をする機会が無いので、事務局が市長を説得するというのは無茶なのではないのか。
- ・ 「市民による自治」という表現について、あえて別の意見を出したい。現在、自治基本条例が必要になった背景には、これまでは団体自治が強化されてきたが、今後は様々な環境の変化に対応して市民自治の強化が求められるからではないか。より積極的に市民が自治に関わっていくべきことを強調したいので「市民による自治」という表現があってもいい。

○中津原副委員長

- ・ 重点をどこに置くかの問題か。代替案として「市民のための、市民、議会、行政の協働による自治」としてはどうか。

○高橋委員

- ・ 市民のための議会、市民のための行政であり、この3者が常に刺激し合えるよう、市民が積極的に関わっていくことが望ましい。
- ・ リンカーンの演説における「市民による」が意味するところについて、委員である大学教授の解説を聞きたい。

○富沢委員

- ・ 「人民による、人民のための、人民の統治（政府）」（リンカーン）について、私の考えを述べたい。この言葉は、民主主義の三つの要素を端的に述べたものであるが、民主主義の本質は人民主体の統治にあるので、民主主義の規定には「人民による統治」という表現が不可欠である。「人民による統治」のシステムには、議会と行政が含まれる。すなわち、議会も行政もそれ自体で権力を持つものではなく、人民による統治のもとで機能している。同様に、市民自治の本質も、市民による統治にある。議会も行政も「市民による自治」のもとで機能する。すなわち、あくまでも市民が主体であり、議会も行政も市民のために働いている。この意味では、市民と議会と行政は、横並びの概念ではなく、市民が上位の概念なのだ。
- ・ 自治の主体をはっきりさせる意味では、条例の名称を「市民自治条例」とすることを提案したい。基本のコンセプトは明らかに「市民自治」である。市民が主権者である、ということを確認した上で、3者の協働のシステムをどうつくるのか、ということが問題だ。
- ・ あくまで「市民自治」が基本であり、（目的）の項目においても「市民による自治」で適切だと考える。その上で、中津原委員の言うとおりに、3者の関係や協働が問題になる。
- ・ ここで、いくつか訂正の提案をしたい。まず、「条例の名称」についても検討課題として取り上げるべきだ。
- ・ 次に、「市民自治」については「市民自治（＝市民による自治）」のほうが分かりやすい。
- ・ 「1. 自治基本条例制定により目指すもの」の3つ目の○「市民の自覚と責任を促す」は重要だ。その後に「市民活動と議会と行政運営が変わることを期待」と追加したい。
- ・ また、「2. そのために条例で何を定めるのか」の2つ目の○は、「市政のあり方を重視する」と「区及びコミュニティの役割の明確化を重視する」の2つのことを述べているので、分りやすく改行したい。さらに、ここで、「コミュニティ」とは何を指すのかを明確にすべき。
- ・ 「2. 3つ目の○」「人材・人財づくり」とあるが、「財」の字は個人的には疑問を感じる。なので、「人づくり」としていいのではないか。

- ・ 「3. 制定に当たっての留意点」についても文章が長いので、「…市民の関心を高める」とそれ以降で分けたい。

○福島委員長

- ・ たくさんの論点が出された。
- ・ 「条例の名称」については、もう少し議論が熟してからの検討事項としたい。
- ・ (目的)については、「市民自治」の説明が論点になった。しかし、両者は根本的には同じことを言っている。

○小林委員

- ・ 言葉とは人によって受け取り方が違う。この段階では、あまり細かくせず、いろいろな考え方が含まれるようにしておくべき。ここでは説明なしに「市民自治」とだけ掲げておくのではどうか。
- ・ 「市民による自治」と聞くと、「市民にだけやらせるのか」「市民にできるのか」「市民がそんなに権力を持っていいのか」という否定的な捉え方も出てくるのは確かだ。

○福島委員長

- ・ では、根本の共通認識は図れたため、表現は誤解のないよう「市民自治」とだけ記載することとする。

○中津原副委員長

- ・ この点については、今後の検討課題としたい。
- ・ また、富沢委員から提案があったように、2つの主旨を述べている文章は改行することとする。
- ・ また、「1. 自治基本条例制定により目指すもの」の2つ目の○の「課題解決の羅針盤」という表現には大賛成である。単なる理念条例にしたいという思いがある。自治の推進につながる具体的な仕組み、システムを含む、あるいは導き出すようなものにしたい。

○福島委員長

- ・ 次の論点として「市民の夢を実現し」という表現についてはどうか。

○湯浅委員

- ・ 「市民自治の確立を図り、住みやすい、市民が誇りを持てる」など、具体的な言葉にしたほうがいい。しかし、この段階では抽象的な言葉を残してもいいとは思っている。

○古屋委員

- ・ 「市民一人ひとりの声が行政に届く」ことが大切だ。

○小林委員

- ・ 「夢」を「幸福」または「幸せ」に言い替えてはどうか。

○高橋委員

- ・ 「市民の夢を実現し」は省略した方がいい。「市民自治の確立を図り」、その確立によって「市民が誇りを持てる『さいたま市』をつくる」とつなげたい。

○三宅委員

- ・ 私は残した方がいいと考える。この委員会は行政文書をつくっているのではない。柔らかい言葉が入っていてもいい。現に、「市民自治」という言葉もこれからの検討事項として記載するのだから。

○遠藤副委員長

- ・ 「夢を実現し」も今後の検討事項としてはどうか。

○事務局

- ・ そもそもこの文章は、「市民自治を確立」することによって、最終ゴールとして「夢の実現」と「誇りを持てるまちをつくる」という論旨であり、「夢」と「誇り」を並列に考えている。
- ・ 市長からは第1回会議で、「さいたま市がこうあってほしい」という市民の夢を実現するために、という発言があった。とはいえ、120万人の夢を全てかなえることは難しいので、納得性の高い市政運営という意味も含まれていると考えている。
- ・ 「夢」を「幸せ」と変える案も、分かりやすくするということではよいと感じたがどうか。

○高橋委員

- ・ 「市民自治を確立することが市民の誇り」としたいので、「幸せ」と「誇り」を並列にしたくない。

○福島委員長

- ・ 市民の委員の皆さんが「残したい」という意見が多いので残すべきだろう。あるいは、削っても思いは変わらないのであれば削る、という考え方もある。

○遠藤副委員長

- ・ 市民の視点では、「自治」が身近に感じられない。より身近に感じられるように、「夢」や「幸せ」という言葉があった方がいいのではないか。

○福島委員長

- ・ 具体性がない、という反論もあるが。

○伊藤委員

- ・ 「夢」があってこの条例をつくらうとしているのだから、あってもおかしくない。

○中田委員

- ・ 残して欲しい。

○福島委員長

- ・ では、「市民の夢を実現し」を残すこととする。
- ・ 次の論点として、「1. 自治基本条例制定により目指すもの」の3つ目の○についてどうか。

○伊藤委員

- ・ 「議会・行政運営が変わることを期待する」とあるが、これまでのことを否定したような表現であり不適切だ。

○中津原副委員長

- ・ この資料を基に各方面と議論するのだから、書き方を変えるべきだ。

○小野田委員

- ・ この表現では、今まで、自治に対する意識が低かったと読みとれる。それは違うのではないか。「市民自治に対する意識」と訂正してはどうか。3者の関係が「市民自治」の考え方を中心にして変わっていくということだ。

○古屋委員

- ・ 「意識の向上を促す」としてはどうか。

○福島委員長

- ・ 意見を踏まえて事務局で修正できるか。

○事務局

- ・ 「市民自治の確立のために、・・・市民、議会、議員、市長、市職員の意識の向上により・・・、それぞれの関係が変わることを期待」という論旨でよろしいか。

○東委員

- ・ 3者の関係を、時代にあったものにしていこうということだろう。

○中津原副委員長

- ・ 「よりよい関係のもとに自治が変わる」のではないか。

○福島委員長

- ・ ではその主旨で事務局で修正をお願いします。
- ・ 次の論点として、「2. そのために条例で何を定めるのか」の2つ目の○にある「信託」という言葉についてはどうか。

○東委員

- ・ 行政のあり方については「ひとつ目の○」で述べているので、ここでは触れなくていいのではないか。

○富沢委員

- ・ 以前の会議で発言したが、「市民が主体であり、議会及び行政は市民の信託により機能する」と考える。市民の主権に基づいてそれぞれが権限を発揮する、ということを入れたい。

○内田委員

- ・ 「市民自治の強化」とあるがこの表現はこれでいいのか。

○三宅委員

- ・ 「市民自治」の意味を不明確なままここに受け継いでいる。

○富沢委員

- ・ 東委員の言うように「ひとつ目の○」で議会、行政運営については述べているので、「2つ目の○」では前半を削除していいのではないか。

○福島委員長

- ・ では「2. そのために条例で何を定めるのか」の2つ目の○の「市民自治の・・・による市政のあり方並びに」を削除する。また、語尾を「・・・コミュニティの役割を明確化する」と修正する。

○富沢委員

- ・ 「コミュニティ」とは何を指すのか。

○東委員

- ・ ここでは「近隣社会」と置き換えられるかと思うが、「コミュニティ」には「地域」という意味と「組織」という意味があり、その規模、種類にもいろいろあるだろう。

○福島委員長

- ・ これまでの議論では、区はあくまでも行政区であるが、「コミュニティ」とは自治会やNPO、PTAなど様々な団体、組織を指すと考えられる。

○中津原副委員長

- ・ 区は「地域社会」と呼ぶには規模が大きすぎるだろう。

○富沢委員

- ・ 「人財」という言葉についてはどうか。

○福島委員長

- ・ 異論がなければ「人づくり」に変更する。

○東委員

- ・ 「3. 制定に当たっての留意点」の「市政を分りやすく表現し」とあるが、意味が不明確である。「市民に（誰にでも）分りやすく」と文章表現のことに限定してはどうか。

○小林委員

- ・ 話を戻すが「市民の夢を実現し」について、今、夢を持っていない人が多い。また、多くの人にとっては認められない価値観を持つものも含まれてしまう。そのため「幸福」とした方がいい。

○中田委員

- ・ こだわる必要はないのでは。

○小林委員

- ・ どちらでもいいなら「幸福」または「幸せ」を入れて欲しい。

○内田委員

- ・ 「市民自治（市民によるまちづくり）」としてはどうか。

○三宅委員

- ・ 「市民による」という表現が不適切だという議論なので、この段階ではあいまいにしておくという結論になった。

○古屋委員

- ・ 「幸せ」とは、その人が実感できるかどうかの問題だ。

○渡邊委員

- ・ 今日の段階の合意、ということでは、意見の分かれる部分は削除した方がいい。今後も議論する必要がある。今日はここまで合意できたというラインを明確にしておきたい。

○伊藤委員

- ・ 先ほど、「夢を実現し」は残すという結論になったが。

○小林委員

- ・ 合意できるかと言われれば、私はできない。

○東委員

- ・ 全員一致で合意できなかった、ということが分かる資料になっていればいいのでは。

○中津原副委員長

- ・ 「3. 制定に当たっての留意点」について、「条例の性格」とした方が適切だ。

○小林委員

- ・ この資料は引き続き検討するのか。

○事務局

- ・ 今日は、あくまでも今日の段階で合意できるところまで合意しよう、という主旨であると思う。意見が分かれた部分は、下段の「論点」として記載しておく。

○高橋委員

- ・ 確認だが、「2.」の3つ目の○はどのような表現になるのか。「2. そのために条例で何を定めるのか」という見出しに対応した語尾であるべき。

○事務局

- ・ 「・・・人づくりの視点を明確にする」でどうか。

○中津原副委員長

- ・ 「視点を含めて定めるものとする」など、見出しと対応させてほしい。

○小野田委員

- ・ 「２．そのために条例で何を定めるのか」のひとつ目の○の「本市の位置付け」とは何を指すのか。

○遠藤副委員長

- ・ 国や県とさいたま市の関係を指すものと考えている。

○福島委員長

- ・ これまでの意見に大きな違いはなく、根本は共有できていると考えている。
- ・ 今日の議論を踏まえて事務局で修正をお願いする。

(2)テーマ別部会の設置について

○福島委員長

- ・ 続いてテーマ別部会の設置について事務局から資料の説明をお願いする。

○事務局

(資料２、３－１、３－２の説明)

- ・ 中間報告は１２月から１月にかけてまとめるスケジュールとなっており、テーマ別部会の検討は１２月上旬までを想定している。

○福島委員長

- ・ テーマ別部会の設置方法について議論したい。

○細川委員

- ・ アンケートの回答では、資料３－１の「２（１）主体に着目」を提案した。しかし、例えば情報公開など、市民の権利であり行政の責務である、というように見方によって変わるものがある。この点「２（２）主体間の関係性に着目」する方が重複がなくいい。

○伊藤委員

- ・ 資料３－１の右側「A. 人材と環境（社会）」回答の中に「自治会」が入っていないのはなぜか。

○遠藤副委員長

- ・ 他意はなく厳密に確認せず回答したためである。左側の「検討すべき対象・内容に着目」する分け方は普通過ぎて面白くないと考えたため、「検討に当たっての視点に着目」する提案をした。

○伊藤委員

- ・ 現在市内にNPOはどれくらいあるのか。

○東委員

- ・ 法人格を取得しているものは約４００団体ある。会員数は千差万別だ。法律では最低１０名いないと発足できない。多ければ何百人のNPO法人もある。
- ・ 単に「NPO」と言った場合には必ずしも法人格を取得していない団体も含まれる。そこまで幅を広げればさいたま市内には万を超える「NPO」があるということになる。

○伊藤委員

- ・ 自治会は最大３，２００世帯のところもあり、約８００の自治会がある。行政との関係も強い。

○内田委員

- ・ 「4. さいたま市らしさ」を総則に入れるのは簡単だが、他の自治体とは違う条例をつくるのが「らしさ」なのでは。

○中津原副委員長

- ・ 「4. さいたま市らしさ」は共通テーマとする。

○渡邊委員

- ・ 「2 (2) ②機能別」の分け方が考え方としてはいいかと思うが、概念が分かりにくい。分かりやすい言葉で言い換えられないか。

○三宅委員

- ・ 制限機能とは「議員、市長に何をやってほしいか」、構成機能とは「市民がすすんで何をやりたいか」と言い換えられる。もちろん重複する点がある。

○歌川委員

- ・ 「2. 自治の主体」に「3. 区・コミュニティ」をどう合わせるかという問題だろう。区には議会がないので、「3. 区・コミュニティ」は市民と行政の関係に含めることになるのか。

○福島委員長

- ・ 「2 (2) ①主体別」の「市民と行政の関係」に「3. 区・コミュニティ」を含めるという提案だった。さいたま市では「区役所のあり方検討委員会」が別に進行中であるので、ここで細かく検討はできないだろう。

○中津原副委員長

- ・ 区役所についてはひとつの部会にはならないだろう。委員長の言ったとおり、他の会議の議論も参照しながら検討したい。
- ・ 「2 (2) ①主体別」の「市民と議会の関係」という部会は議論ができるのか。あまり議論できないのではないのか。

○事務局

- ・ 資料1-3の12頁に図がある。資料3-1「2 (1) 主体に着目」は、資料1-3の図を上下に分ける方法、「2 (2) 主体間の関係性に着目」は、図を左右に分ける方法と捉えられる。

○福島委員長

- ・ ここで、A案「市民／議会・行政」、B案「市民と議会の関係／市民と行政の関係」のいずれかがよさそうである。

○東委員

- ・ A案の「市民」部会では何を検討するのか。

○中津原副委員長

- ・ もちろん行政や議会との関係も議論になるだろう。

○渡邊委員

- ・ いずれにせよ重なる部分があるのであれば、「構成機能／制限機能」と考えると分かりやすい。

○中津原副委員長

- ・ A案の分け方がまさに「構成機能／制限機能」という分け方と同じものだ。

○富沢委員

- ・ 審議のしやすさからするとA案がいいのではないのか。

○湯浅委員

- ・ 「市民が主役」ということを基本に考えている。A案でそれぞれの相互作用を考えたい。

○小林委員

- ・ 「市民の定義」が重要だと考える。A案では「市民」部会がそれを中心に検討することになるのか。それとも共通検討事項になるのか。

○福島委員長

- ・ 重要なテーマなので、全体ですり合わせる必要はあるだろうが、突き詰めた議論は「市民」部会で行った方が効果的だ。

○中津原副委員長

- ・ 「定義」は最後の段階で議論すればいい。

○中田委員

- ・ B案に賛成だ。議会と行政は別の議論にしたい。

○中津原副委員長

- ・ A案であっても、議会と行政の議論は分けてすることになるだろう。

○東委員

- ・ B案に賛成だ。議会と行政という2つの権限に市民がどう関わるのかを議論したい。

○小林委員

- ・ 「市民の定義」についてはB案であればどちらの部会でも議論できる。

○福島委員長

- ・ A案では、「コミュニティ」は「市民」部会、「区」は「行政」部会になる。
- ・ B案では、どちらも「市民と行政の関係」部会に含まれることになり、一方の部会の検討事項が重くなる。

○高橋委員

- ・ B案に賛成する。「新しい関係をつくる」ことに注目したいためだ。検討事項のボリュームについては議会基本条例が既にあるので、それとの調整が大変になると考えられ、バランスが取れるのではないかと。

○中津原副委員長

- ・ とはいえ、議会基本条例はあらかじめ出来ているので、重くならないのでは。

○東委員

- ・ A案の「市民」部会でも行政との協働について検討することになるのではないかと。

○福島委員長

- ・ 市民から見た、参加や協働についてなどだろう。

○事務局

- ・ 資料1-2の2頁、3頁をご覧頂きたい。A案であれば、2頁「1. 市民の自治（構成機能）」が「市民」部会、3頁上段「2. 議会と行政（制限機能）」が「議会・行政」部会の検討事項に当たると考えられる。下段は総則的事項であるので共通検討項目か。

○古屋委員

- ・ 「課題解決の羅針盤」であるのであれば、市民の声が市政に届くまでの仕組みを検討したい。これはどの部会になるのか。

○中津原副委員長

- ・ 市民が地域の課題をどう発見するか、それに対する議会や行政での対応など、両方にまたがるテーマだろう。

○伊藤委員

- ・ 私は、議会と行政の関係ではない方に入るのだろう。

○福島委員長

- ・ A案またはB案ということでは、A案にまとまってきたようだ。A案でよろしいか。

○小林委員

- ・ 参考に挙手で全員の意向を確認したい。

○福島委員長

- ・ では挙手をお願いする。
(A案：11名、B案：6名)
- ・ A案でよろしいか。
(了承された)
- ・ どちらの分け方であっても、意見は同様に発言できると考えてもらいたい。
- ・ では、各部会の人選を行う。

○事務局

- ・ 予定時刻を過ぎているので次回にしてはどうか。

○東委員

- ・ 各委員の希望を把握するところまではやったほうがよいのではないか。

○小林委員

- ・ 検討テーマの割り振りをお願いしたい。

○福島委員長

- ・ まず人選(希望)について、おおよその人数を把握したい。
(市民部会：8名、議会・行政部会：7名、どちらでもよい：2名)

○富沢委員

- ・ 学識委員は両方の部会に分かれたほうがいいだろう。

○福島委員長

- ・ まだ決めていない人は事務局と相談してほしい。また、正副委員長も各部会に割り振りを検討する。

○事務局

- ・ 運営委員及び広報チーム委員のバランスを図りたいので、後日、事務局で調整させてほしい。

○渡邊委員

- ・ 男女のバランスも配慮してほしい。

○福島委員長

- ・ それではこれで本日の議論を終了する。

3 その他

○遠藤副委員長(広報チームリーダー)

- ・ 8月6日に広報チームの会議を行ったので結果を報告する。

- ・ 広報ツールとしては、チラシ、ポスター、ウェブを使うこととする。チラシの内容を主体として、これをポスターの大きさに引き伸ばしたり、ウェブに掲載する。
- ・ チラシは、全3回を考慮しており、1回目は9月末の発行を目指す。8月24日に原稿を決め、30日の委員会にて報告、9月10日入稿、13日に確認の上、20日納品、30日に発行する予定である。
- ・ 今後、各方面との意見交換やフォーラムの際に活用して頂きたい。また、チラシの名称などについてアイデアがあれば頂きたい。

○東委員

- ・ チラシというよりは、ニューズレターをイメージしている。

○小野田委員

- ・ どのように配布するのか。

○事務局

- ・ 公共施設等にて配布するとともに、自治会に回覧をお願いしたいと考えている。

○中田委員

- ・ 条例の名称はこのチラシと連動するのか。

○東委員

- ・ この委員会の名称が「自治基本条例」とあるので、その名前で行くしかないのでは。
- ・ 情報発信と同時に、チラシを手にとった人が意見を寄せられるようにしたい。しかし、今のタイミングではまだ条例案が出来ているわけではないので、第2回、3回目で考える。
- ・ 第1回目では、「さいたま市らしさとは？」という投げかけをしたいと考えている。

○渡邊委員

- ・ 資料1-2の12頁の図はとていいと思うので、これを何らかの形でチラシに入れて欲しい。

○事務局

- ・ 本日の議論を踏まえて、資料1-1「さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）（案）」を修正し、各委員に送付する。
- ・ テーマ別部会の人選については、各バランスに配慮して提案する。
- ・ 次回は、8月30日（月）、会場は市役所第2別館になる。
- ・ 次回まで3週間あるので、各自これまでの資料等の再確認をお願いしたい。また、事務局からメールで連絡をすることがあるので、確認をお願いしたい。
- ・ テーマ別部会の検討では、各種団体等との意見交換を行う予定となっているので、どの団体等と意見交換すべきか、アンケートを実施したい。なお、この意見交換については、事務局もサポートを行うが、できれば委員の皆さん主体で行って欲しい。
- ・ この後、運営委員は残って頂きたい。

4 閉会

○司会

- ・ これで、「第8回さいたま市自治基本条例検討委員会」を終了とする。ありがとうございました。